

総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈総務省評価委員会〉
統計センター	理事 (総務担当)	H19. 4. 1～ H23. 3. 31 (同上)	1. 0
郵便貯金・簡易生命 保険管理機構	理事長	H19. 10. 1～H23. 9. 30 (同上)	1. 0
	監事	H19. 10. 1～H23. 9. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

総務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※3)
				基準業績勘案率 (※1)	調整	
		(参考) 在任期間	当該役員の法人業績への 貢献度その他当該数値に 表れていない事項を総合 的に考慮(※2)			
統計センター	理事	H19.4.1～H23.3.31	同左	1.34	あり	1.0
郵便貯金・簡易生命保険 管理機構	理事長	H19.10.1～H23.9.30	同左	1.23	あり	1.0
	監事	H19.10.1～H23.9.30	同左	1.0	なし	1.0

(※1) 独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成17年8月26日総務省独立行政法人評価委員会決定）の「1.」に基づき算出。

(※2、※3) ※1の基準業績勘案率について、申し合わせ「2.」に基づき総合的に勘案して検討・審議したところ、「1.0」とすることが適当と判断されたもの。